

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
73	指摘	環境美化推進事業費	〔事業単位の適正な予算執行について〕 本事業の決算額には、他事業等の報償費が含まれている。 決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されているとはいえない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。	予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切正な予算執行とする。	環境政策課
73	意見	環境美化推進事業費	〔他の小学生対象事業との連携、調整について〕 小学生を対象とする事業が他にもあり、多面的に学習の機会を提供する趣旨は理解できるが、いずれも小学生を対象とするものである。各事業について定期的に効果を確認し、その必要性を検討するとともに、より効率的、効果的な実施に向けて相互に連携、調整する必要がある。	市町村及び一部事務組合からの要望を踏まえつつ、企画段階から他の事業との連携、調整を図りながら、より効率的、効果的に実施することとした。	環境政策課
78	指摘	浄化槽適正管理推進事業費	〔浄化槽法定検査(7条)申込書の様式について〕 環境管理事務所では、旧様式の申込書を使用する場合、7条検査の実施時期を修正しているが、一部、その修正を行っていない申込書が見受けられた。 旧様式の申込書を使用する場合には、必要な修正を行ってから使用する必要がある。	各環境管理事務所では、新様式に切り替えて配付している。また、未修正の旧様式申込書が添付された場合は、各環境管理事務所において該当箇所の修正を徹底するとともに、浄化槽工事業者に対して、今後、旧様式を使用しないこと又は必要な修正を行ってから使用すること及び変更点について設置者に説明することを指導していく。	各環境管理事務所
79	意見	浄化槽適正管理推進事業費	〔7条検査の実施状況について〕 平成23年度の7条検査実施率は、全国平均を下回り、47都道府県中40番目の数値となっている。 平成23年度の受検率の低下が一時的なものなのか不明確であるが、受検率の低下が続かないよう留意する必要がある。	7条検査は、浄化槽設置届出時に検査申込書を添付書類としており、原則、届出のあった全ての浄化槽について検査を実施しており、当該検査は、使用開始3ヶ月から8ヶ月の間に行うため、年度を跨ぐことにより見かけ上の受検率が変動するものである。なお、平成23年度の受検率低下は一時的なものであり、平成24年度の受検率は全国平均を上回る91.8%に上昇した。	各環境管理事務所
80	意見	浄化槽適正管理推進事業費	〔11条検査の受検状況について〕 平成23年度の青森県の11条検査実施率は47都道府県中16番目の高さであるが、合併処理浄化槽の実施率が比較的に高率となっていることから、単独処理浄化槽の実施率が低いことが分かる。 青森県では単独処理浄化槽の使用割合が比較的に高く、合併処理浄化槽への転換を促進していくとともに、単独処理浄化槽の11条検査の実施率を高めていく施策も望まれる。 合併処理浄化槽の11条検査の実施についても、比較的に高率であるとはいえ、今後も実施率を高めるための対応が望まれる。	合併処理浄化槽への転換を促進するため、市町村が実施する浄化槽設置整備事業を対象に、合併処理浄化槽の設置と単独処理浄化槽の撤去に要する費用に対して助成を行うとともに県HPで転換についての啓発を行っている。また、11条検査の受検率向上のため、ラジオによる広報、リーフレットの作成・配布、市町村の広報誌や県HPでの検査義務の周知等を行っている。 今後も転換の促進を図るため、より一層、各種啓発に努めていく。	各環境管理事務所

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
81	意見	浄化槽適正管理推進事業費	<p>[浄化槽台帳について]</p> <p>環境管理事務所の浄化槽台帳を確認したところ、法定検査の受検状況が記載されていないなどの問題が見受けられた。</p> <p>現状においては、環境管理事務所が作成している浄化槽管理台帳については、個々の浄化槽について、法定検査の受検状況を把握することが難しく、受検状況の網羅性を把握することも難しい。</p> <p>浄化槽管理台帳については、電子データ化を検討することのほか、法定検査を行っている社団法人青森県浄化槽検査センターに作成を委託することも一つの方法であり、同センターとともに浄化槽管理台帳のあり方を見直す必要がある。</p>	<p>浄化槽の台帳は、既に電子データ化しているが、現行のシステムは、法定検査の受検状況の入力ができない。</p> <p>当該システムの見直しにはコストがかかるため、平成26年度から全環境管理事務所で電子データを出力した紙台帳への手書きによる受検結果の記載を開始した。</p>	各環境管理事務所
86	意見	浄化槽普及促進事業費	<p>[単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について]</p> <p>単独処理浄化槽の使用者から排出される生活雑排水は処理されずにそのまま垂れ流されるため、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換をより促進することは喫緊の課題である。</p> <p>県は、合併処理浄化槽への転換を促進するための施策として、市町村が実施する転換施策に対して財政的な支援を行っているが、県が現在行っている施策の有効性、効果について十分に検討し、必要に応じて施策の見直しを行う必要がある。</p>	<p>合併処理浄化槽への転換を促進するため、市町村が実施する浄化槽設置整備事業を対象に、合併処理浄化槽の設置と単独処理浄化槽の撤去に要する費用に対して助成を行うとともに県HPで転換についての啓発を行っている。</p> <p>その結果、平成24年度は14基、平成25年度は11基の単独処理浄化槽が助成を利用して合併処理浄化槽へ転換され、徐々に転換が進んでおり、有効性、効果が認められることから、今後も、当該施策を継続していく。</p>	環境政策課 (現:環境保全課)
88	意見	浄化槽普及促進事業費	<p>[浄化槽の整備状況の現状把握について]</p> <p>環境省は、各都道府県および各政令市に対して、浄化槽台帳の整備を促しているが、県の単独処理浄化槽の設置実態の把握が進んでいるのかは不明確であった。</p> <p>県が実態を把握していない単独処理浄化槽は少なからず存在している可能性はありと考えられ、浄化槽台帳のより一層の整備に努める必要がある。</p>	<p>平成21～22年度において、県の浄化槽台帳と(一社)青森県浄化槽検査センターの浄化槽台帳及び市町村下水道等接続者データとの照合作業を実施し、浄化槽台帳の整備を行っている。</p> <p>また、毎月検査センターから報告のある法定検査実施結果の情報と浄化槽台帳との突合や汚水苦情対応における現場確認等の機会をとらえて随時、台帳の精度向上を図っている。今後も機会を捉えて情報収集に努め、より一層、台帳の精度向上を図っていく。</p>	環境政策課 (現:環境保全課)
90	意見	一般廃棄物リサイクル推進事業費	<p>[一般廃棄物会計基準適用と財務データ活用の促進について]</p> <p>一般廃棄物会計基準の適用は市町村に義務づけられているものではないため、今後は、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成が継続的に行われること、そして、財務データが環境施策の検討や住民への説明に活用されていくことが重要となる。</p> <p>県は市町村の財務書類の作成状況や財務データを取りまとめるとともに、分析や施策検討、公表など、財務データの活用事例を含めて市町村に情報提供し、一般廃棄物会計基準の適用と活用に関する啓発を図っていくことが望ましい。</p>	<p>市町村及び一部事務組合を対象としたセミナーを開催し、一般廃棄物会計基準の適用と活用に関する情報提供等を行った。</p> <p>今後とも、市町村において一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成が継続的に行われ、効果的な活用が図られるよう情報提供等に努めることとした。</p>	環境政策課

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
96	意見	産業廃棄物適正処理推進事業費	<p>[不適正処理の現状について]</p> <p>青森県の不適正処理事案の発生状況は、他都道府県と比較しても低いと言い切れない。</p> <p>既に判明している不適正処理事案への対応はもちろんのこと、新たな不適正処理の発生を防ぐよう、これまで以上に施策を展開していく必要がある。</p>	<p>排出事業者説明会について、不法投棄未然防止を強化するため、今年度新たに、不適正処理の多い業種を対象に、個々の事業者へ案内文を発送した。</p> <p>また、事業者や民間団体をあおもり循環型社会推進協議会(循環型社会の形成に向け、県民、事業者、民間団体及び行政が共同して取り組む機運づくりを推進するために設置)へ新たに勧誘することで、会員の裾野を広げ、不適正処理を防止することとした。</p>	各環境管理事務所
104	意見	不法投棄防止対策事業費	<p>[不法投棄の現状について]</p> <p>青森県の不法投棄事案の発生状況は、他都道府県と比較しても低いと言い切れない。</p> <p>既に判明している不法投棄事案への対応はもちろんのこと、新たな不法投棄の発生を防ぐよう、これまで以上に施策を展開していく必要がある。</p>	<p>不法投棄未然防止を強化するため、今年度新たに、不適正処理の多い業種を対象に、個々の事業者へ排出事業者説明会の案内文を発送した。</p> <p>また、事業者や民間団体をあおもり循環型社会推進協議会(循環型社会の形成に向け、県民、事業者、民間団体及び行政が共同して取り組む機運づくりを推進するために設置)へ新たに勧誘することで、会員の裾野を広げ、不適正処理を防止することとした。</p>	各環境管理事務所
107	意見	不法投棄防止対策事業費	<p>[実績報告について]</p> <p>交付要綱では、「事業費明細書」及び「収支精算書」の提出を求めているが、これらは補助金に対する収支を示すもので、協議会の決算数値そのものを示すものではない。補助対象事業の確実な遂行を担保するためには、県が補助金を交付する団体の決算状況等を適時に把握しておくことが望ましい。</p> <p>直近の決算状況の大きな変動などについてはできる限り情報を入手するよう留意する必要がある。</p>	<p>平成25年度においては、総会前に決算書(案)を提出いただき、補助対象事業遂行に問題がないことを確認した。</p> <p>平成26年度から、交付要綱を6月10日に改正し、補助対象事業の実施団体等が事業遂行に問題がないことを確認するため、収支決算が確認できる資料の添付を必須とした。</p>	環境政策課 (現:環境保全課)
111	意見	PCB廃棄物適正処理推進費	<p>[ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者等立入検査・指導について]</p> <p>立入検査の際には日本環境安全事業株式会社(JESCO)への登録の有無を確認しており、環境管理事務所の指導票を確認したところ、JESCOへの登録について、「現在登録中」と記されているものが散見された。</p> <p>JESCOへの登録は必須事項であることを踏まえると、登録されたかどうかを次回の立入時に確認するのではなく、登録が完了次第、保管事業者等から速やかにその旨の報告を受ける仕組みに改める必要があると考える。</p> <p>また、確認した指導票は「現在登録中」と記されているのみで、立入検査を受けて登録書の送付が行われたのか、立入検査前に既に登録書の送付が行われていたのかを把握することはできない状態となっており、事務の見直しが必要である。</p>	<p>平成26年5月8日に立入検査票の様式を修正し、JESCOへの登録状況について、「現在登録中」の場合はその送付状況などをより詳細な部分まで確認することとするなど見直しを行った。</p> <p>また、JESCOへ登録した者のリストは環境保全課を通じて、JESCOから定期的に情報提供を受けており、これを活用して登録の完了を確認することとした。</p>	各環境管理事務所

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
113	意見	自動車リサイクル法推進事業費	〔登録業者に関する情報の収集について〕 過年度の代表者変更について登録更新時に判明したケースが見られたことから、県は申請業者に対して適時の変更申請をより強く周知するとともに、登録業者の最新情報を得るように努め、公表されている業者登録簿の情報が最新となるよう、より留意することが望ましい。	申請業者に対して届出義務を周知するとともに、立入検査等の際に登録内容の変更の有無を確認するなど、登録業者の情報が最新となるように努めることとした。	各環境管理事務所
115	意見	環境保全基金積立金	〔基金の処分について〕 平成24年度における県の環境保全基金の取り扱いについては、環境保全基金における運用益金(利息相当分)を単に基金に積み増しているという状況であり、環境保全基金条例第5条に定められた事業を実施するために活用されていない。 環境保全基金条例に定める設置目的と合致する事業を検討し、該当事業がない場合には、環境保全基金の減額を行うなど県財政全体の視点から必要な措置を講じるべきである。	基金の充当事業は、事業規模、重要度、緊急度とともに、他の財源の状況を総合的に勘案しつつ、財政担当部局と協議した上で決定している。 平成26年度当初予算においては、基金の目的と合致する3事業に充当したところであり、今後も財政担当部局と協議の上、基金の活用について検討していくこととしている。	環境政策課
117	意見	特定フロン処理推進事業費	〔立入検査等の実施について〕 県は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者の事務所・事業所、フロン類の回収業務を行う場所に対して立入検査を行うことができるが、現状では実施していない。 今後、効果的な立入検査や任意実地調査の実施など、フロン類回収率の向上等に向けた追加的な取組について検討する必要がある。	平成26年度から、フロン類回収率の向上等に最も効果的であると思われる、登録を受けた第一種フロン類回収業者に対する立入検査を実施することとした。	各環境管理事務所
119	意見	北東北三県環境副読本共同作成事業費	〔環境副読本配布の効果について〕 環境副読本の現状の活用状況を十分に把握するとともに、活用されていない場合、その理由を分析し、必要に応じて環境副読本の内容や環境副読本配布という手法自体について見直しを行っていくことが求められる。	北東北三県で協議の上、平成26年度作成版(平成27年度配布)から、児童への副読本配布から各学校への加除式教材の配置とし、学校現場からの意見を取り入れ、授業でより活用される内容とした。	環境政策課
119	意見	北東北三県環境副読本共同作成事業費	〔他の小学生対象事業との連携、調整について〕 小学生を対象とする事業が他にもあり、多面的に学習の機会を提供する趣旨は理解できるが、いずれも小学生を対象とするものである。各事業について定期的に効果を確認し、その必要性を検討するとともに、より効率的、効果的な実施に向けて相互に連携、調整する必要がある。	本事業については、北東北三県で協議の上、実施しているものであるが、学校からの要望を踏まえつつ、企画段階から他の事業との連携、調整を図りながら、より効率的、効果的に実施することとした。	環境政策課
121	意見	地球温暖化防止行動推進事業費	〔目標達成に向けて、より効果的なPDCAサイクルについて〕 PDCAサイクルの基本的な流れはあると考えられるが、各事業が排出量削減目標にどの程度寄与したかについて定量的に整理され、集計されていない。 すべての事業について排出削減量を推計することは難しいが、直接、削減目標に寄与するもの、あるいは間接的ではあるが県民や事業者等の取組効果を定量的に推計できる事業については、削減量の見込みと実績を整理し、集計することが考えられる。その際、できるだけ県以外の事業者等の取組による削減効果も幅広く対象とすることが望ましい。 それによって、県全体の排出量の分析に、計画による施策の効果を加味することができる。	青森県地球温暖化対策推進計画にある、直接、目標値に寄与する事業、あるいは間接的ではあるが定量的に効果を推計できる事業については、その実績等を整理、集計することとし、より効果的なPCDAサイクルの実施に努めることとした。	環境政策課

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
125	指摘	環境マネジメントシステム推進事業費	〔事業単位の適正な予算執行について〕 本事業の決算額には、他事業等の委託料と使用料及び賃借料が含まれている。決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されているとはいえない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。	予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切正な予算執行とする。	環境政策課
125	意見	環境マネジメントシステム推進事業費	〔他事業との具体的な取組の重複について〕 環境経営セミナーは、他事業の取組実績としても挙げられている。一つのイベントで複数事業の目的を達成できるのであれば効率的であるが、逆にそれぞれの事業の目的が類似し、別事業として区別する必要がない可能性もある。改めてそれぞれの事業の目的を明確にし、必要に応じて事業の単位や内容を整理する必要がある。	環境経営セミナーは平成25年度で終了したものであるが、事業の実施にあたっては、今後とも、各事業の目的を明確にしつつ、効率的かつ効果的な事業の執行に努めていく。	環境政策課
128	指摘	庁内ゼロエミ推進事業費	〔事業単位の適正な予算執行について〕 本事業の決算額には、他事業等の委託料が含まれている。決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されているとはいえない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。	予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切正な予算執行とする。	環境政策課
128	意見	庁内ゼロエミ推進事業費	〔溶解証明書の形式について〕 県庁からの積込は段ボール箱数でカウントされているが、最終的な溶解証明書は全体の重量で記載されている。溶解証明書は機密文書の入った段ボール箱がすべて確実に溶解されたことを確認できるような形式とすることが望ましい。	溶解証明書に段ボールの箱数を記載させることとし、厳密に確認することとした。	環境政策課
130	指摘	青森県循環型社会形成推進事業費	〔事業単位の適正な予算執行について〕 本事業の決算額には、他事業等の旅費と需用費が含まれている。決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されているとはいえない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。	予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切正な予算執行とする。	環境政策課
130	意見	青森県循環型社会形成推進事業費	〔目標達成に向けて、より効果的なPDCAサイクルについて〕 PDCAサイクルの基本的な流れはありと考えられるが、各事業が目標値にどの程度寄与したかについて定量的に整理し、集計されていない。すべての事業について目標値への寄与を定量的に推計することは難しいが、直接、目標値に寄与するもの、あるいは間接的ではあるが県民や事業者等の取組効果を定量的に推計できる事業については、目標値に係る定量的な見込みと実績を整理し、集計することが考えられる。それによって、県全体の実績値の分析に、計画による施策の効果を加味することができる。	第2次青森県循環型社会形成推進計画にある、直接、目標値に寄与する事業、あるいは間接的ではあるが定量的に効果を推計できる事業については、その実績等を整理、集計することとし、より効果的なPCDAサイクルの実施に努めることとした。	環境政策課

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
132	意見	青森県循環型社会形成推進事業費	〔認定リサイクル製品の拡充について〕 これまで認定されたリサイクル製品の品目をみると土木製品がほとんどであるが、幅広い品目で多くの認定リサイクル製品が揃っている状況が望ましい。 県は引き続き認定制度や認定製品利用に関する周知や啓発に取り組むとともに、リサイクル製品の製造者に対する追加的なインセンティブについても検討を行っていく必要がある。	認定制度や認定製品利用に関する普及啓発などを行いながら、認定リサイクル製品の拡大に努めることとした。	環境政策課
135	指摘	環境活動推進事業費	〔事業単位の適正な予算執行について〕 本事業の決算額には、他事業等の報償費が含まれている。 決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されているとはいえない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。	予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切正な予算執行とする。	環境政策課
135	意見	環境活動推進事業費	〔本事業の認定の見直しについて〕 他にも関連事業があるため、本事業が別途設定されている趣旨がわかりづらい。 事業費が多額ではないことから、必要な取組については目的を共有する他の事業の中で実施することを含め、本事業を見直す必要がある。	平成27年度当初予算編成過程において事業内容・単位を検討・整理することとした。	環境政策課
138	意見	あおもり低炭素社会推進事業費	〔環境金融の推進について〕 県は地元5金融機関と協定を結び、環境金融検討会や環境経営セミナーの開催などを行ってきたが、金融機関による具体的な環境金融の取組に結びついていない。 県は重点プロジェクトとして、より効果的な事業となるように内容を見直す必要がある。	これまで実施してきた先進事例等の検討を踏まえ、具体の取組に結びつくよう、環境金融を推進するにあたっての課題について実務的側面からも検討を行うこととした。	環境政策課
138	意見	あおもり低炭素社会推進事業費	〔他事業との具体的な取組の重複について〕 環境経営セミナーは、他事業の取組実績としても挙げられている。 一つのイベントで複数事業の目的を達成できるのであれば効率的であるが、逆にそれぞれの事業の目的が類似し、別事業として区別する必要がない可能性もある。 改めてそれぞれの事業の目的を明確にし、必要に応じて事業の単位や内容を整理する必要がある。	環境経営セミナーは平成25年度で終了したものであるが、事業の実施にあたっては、今後とも、各事業の目的を明確にしつつ、効率的かつ効果的な事業の執行に努めていく。	環境政策課
140	意見	地域の人財による環境教育推進事業	〔大人向け環境教育プログラムツールの有効活用について〕 大人向け環境教育プログラムツールは、活発に利用されているとは言えず、利用が全くなかったツールもあった。 県は本ツールについて県のホームページやメルマガで情報提供しているほか、環境経営セミナーの際に紹介しているが、さらに周知し、活用を促す取組が必要である。また、利用者や専門家の意見などを踏まえて、プログラムツールの必要性、あるいは必要な場合のツールの内容、ツール貸出の体制・方法などについても検討していく必要がある。	大人向け環境教育プログラムツールが活発に利用されるよう、活用周知方法について見直しを図るほか、ツールの整備・貸出方法についても、より効率的に実施できるよう検討する。	環境政策課
140	意見	地域の人財による環境教育推進事業	〔他の小学生対象事業との連携、調整について〕 小学生を対象とする事業が他にもあり、多面的に学習の機会を提供する趣旨は理解できるが、いずれも小学生を対象とするものである。各事業について定期的に効果を確認し、その必要性を検討するとともに、より効率的、効果的な実施に向けて相互に連携、調整する必要がある。	事業の目的、事業効果を整理・検討し、企画段階から他の事業との連携、調整を図りながら、より効率的、効果的に実施することとした。	環境政策課



平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
140	意見	地域の人財による環境教育推進事業	〔他事業との具体的な取組の重複について〕 環境経営セミナーは、他事業の取組実績としても挙げられている。 一つのイベントで複数事業の目的を達成できるのであれば効率的であるが、逆にそれぞれの事業の目的が類似し、別事業として区別する必要がない可能性もある。 改めてそれぞれの事業の目的を明確にし、必要に応じて事業の単位や内容を整理する必要がある。	環境経営セミナーは平成25年度で終了したものであるが、事業の実施にあたっては、今後とも、各事業の目的を明確にしつつ、効率的かつ効果的な事業の執行に努めていく。	環境政策課
142	意見	再生可能エネルギー等導入推進基金事業	〔太陽光発電システムの稼働状況等の確認について〕 設置された太陽光発電システム等をできるだけ長期に、かつ安定的に稼働させ、災害時等の必要な時に活用できる状態にしておくことが重要であるが、設置後の運営、保守点検、修繕、更新等は各市町村等に任されており、費用も市町村等の自己負担となる。 県は設置完了後にそれぞれ現場確認を行うとともに、毎年太陽光発電システムによる発電量の報告を求める予定とのことであるが、稼働やメンテナンスの実績を含めて継続的に状況を確認することが求められる。	これまでも、同様の基金を活用した場合には、財産管理及び事業効果把握の観点から整備した施設・財産の稼働状況について毎年度県全体分をとりまとめており、本事業においても同様の対応をする予定である。	環境政策課
146	意見	環境保健センター費	〔環境監視測定調査における委託について〕 環境保健センターは、測定分析に関する技能を保持し十分な経験を有することが不可欠であるが、現在の環境保健センターには、測定分析を十分に経験する機会が与えられているとは認識できない。 大気汚染防止対策や水質汚濁防止対策の各環境監視測定調査項目については、環境保健センターにどのようにノウハウを残すかを十分に検討した上で、センターが行うのか委託によるのかを検討することを要望する。	県としては、新たな環境行政の課題や危機管理に対応するため、環境保健センターが専門的な知識及び技術を習得・維持・継承していくことは必要不可欠であるとの認識から、マニュアル整備、職員の経験の蓄積、職員研修の充実、精度管理調査への参加等を実施しているものである。 また、分析の外部委託の場合であってもクロスチェック分析等の精度管理を通じて委託分析に関わっているところである。 今後もより一層の分析技術の向上、ノウハウの蓄積に努めていく。	環境保健センター
148	意見	公害苦情・紛争処理事業費	〔苦情処理件数の内容把握と客観性確保について〕 公害紛争に至る前に、県、市町村等の担当窓口で公害に関する相談、苦情を受け付け、処理を行っており、平成24年度の総処理件数の半数が弘前市となっている。 苦情処理データは青森県の環境施策の推進において重要な指標の一つであり、県は苦情処理件数データについて一定の正確性や客観性を確保するとともに、その内容について把握し、説明ができるようにしておく必要がある。	環境施策推進に係る指標については、その内容について把握し、説明ができるように、正確性・客観性を確保することとする。	環境政策課

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
152	意見	水質監視・調査費	<p>[排出基準適用工場・事業場への立入検査の目標数について]</p> <p>排水基準適用工場・事業場数については、立入の都度、測定分析を実施しているということではあるものの、排水基準適用工場・事業場の目標数と実績数の比較による管理が正確性に欠けるという結果となり、また情報開示という点からも情報利用者の誤導につながるものである。</p> <p>県は、その年度の立入目標工場・事業場数をその年度に立入可能な工場・事業場の数に近づける努力をし、それでも目標に達しない理由は、別途説明できるようにすべきである。</p>	<p>立入目標である排水基準適用工場・事業場の数と四半期報告等による立入実績数の乖離は、立入目標数はその時点の国への報告値である前々年度末の数値を採用しており、その後の施設の廃止・休止等により立入実施年度の事業場数と差が生じたことによるものである。</p> <p>このため、平成26年度からは当該年度の目標数値を直近の前年度末の数値とするとともに、報告書様式に、当該年度内に新たな廃止・休止施設があつて立入出来なかった場合等の理由の記載欄を設け、目標に達しない場合の理由が分かるようにした。</p>	各環境管理事務所
154	意見	水質監視・調査費	<p>[立入検査の対象となる特定事業場等について]</p> <p>立入検査の対象となる事業場の選定は、特定事業場を記載した届出台帳から選定されている。</p> <p>届出がされていない事業場であっても、事業内容等から特定施設を有していると思われる場合には、法定の立入検査は実施できなくとも任意による調査または普及啓発目的の指導等を実施し、立入検査の忌避を防止することが望ましい。</p>	<p>水質汚濁に係る苦情対応時並びに浄化槽設置届、ばい煙発生(関係)施設設置届及びPRTRの届出書が提出された際の事業内容等から水質汚濁防止法に係る特定施設を有しているかを事業者を確認する機会などを捉え、届出がされていない事業場のより一層の把握に努めていくこととした。</p>	各環境管理事務所
161	指摘	県民の森の維持管理等に要する経費(管理運営費)	<p>[自主事業の計上について]</p> <p>指定管理者は、年度ごとに事業実績報告書を県に提出しているが、その中には年間の収支の状況に関する報告も含まれている。ここで、指定管理者は、事業計画に基づいて実施した各種事業に要した経費を計上しているが、その他自主事業に関する経費を計上していない。</p> <p>施設を活用した事業であることには変わりがないので、収支の状況に加えることが必要である。</p>	<p>平成26年4月22日に平成25年度における自主事業の経費について確認した。</p>	自然保護課
161	意見	県民の森の維持管理等に要する経費(管理運営費)	<p>[備品の管理の徹底]</p> <p>備品は、県と指定管理者との間で締結される基本協定書の別表である「備品一覧」によって、指定管理者が管理している。現場においては、備品の管理状況は名札を付けて適切に管理を行っているが、以下の問題点も見受けられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 今後、「備品一覧」に、一連番号に加え備品整理簿に関連する番号を加えるなど、備品シールの番号と一致する番号で整理する必要がある。</li> <li>2) 備品に貼付されているシールの多くが、劣化によって文字が消えていたため、適宜張り替える必要がある。また、年に1度程度は備品の確認を行うことが必要である。</li> <li>3) 県の備品とその他の備品の区別が不明確なものがあつた。この備品については、その後県の備品ではないことが判明したが、日頃より両者の区別を明確にするよう心がける必要がある。</li> </ol>	<p>平成26年度からの基本協定書に添付している備品一覧には一連番号を記載した。</p> <p>備品の状況については、平成26年5月22日に点検し不明瞭なシールを貼り替えした。</p> <p>今後も中間指導時などに定期的に備品の状況を確認する。</p> <p>備品とそれ以外の物品については、配置場所を明確にすることで区分することにした。</p>	自然保護課



平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
162	意見	県民の森の維持管理等に要する経費(管理運営費)	[指定管理者の選定について] 現在指定管理者の選定は、5名の選定委員で行われているが、そのうち外部有識者が2名で、その他3名は内部職員で構成されている。 しかしながら、選定の透明性、公平性を確保するため、本来外部有識者は過半数とすることが必要である。	指定管理者の選定の際、選定委員会委員に占める外部有識者を過半数以上とすることとし、平成25年度から実施した。	自然保護課
162	意見	県民の森の維持管理等に要する経費(管理運営費)	[競争性の確保に向けた取組] 自然ふれあいセンターは、現在まで2回の指定管理者の選定を行っているが、2期目については応募者が1者のみであり競争性は低下している。これは、他の者が1期目の経験を考慮して応募を控えたためと思われるが、今後も競争性を確保するための工夫が必要である。 具体的には、選定において当該施設における過去の経験をどの程度評価するかなどの点について明示するなど考えられる。	当センターの指定管理業務には自然体験メニューの提供や登山道の保守点検といった専門性が高い業務も含まれるため、応募者が限定されざるを得ない面があるが、今後の募集にあってもホームページや広報媒体の活用により、多数の応募者が得られるように努めていく。	自然保護課
162	意見	県民の森の維持管理等に要する経費(管理運営費)	[利用者の把握方法について] 利用者数の把握の仕方は、梵珠山の来山者数の一定割合が、センターを利用すると推定した上で計算している。さらに、来山者数は、入山口等でカウントするのではなく、駐車場での自動車台数等で推測している。センターの有効性を確認するためには、利用者数の把握の仕方は工夫が必要である。 また、仮定が一定程度正確であることを確認するためにも、期間限定で利用者数を実際にカウントしてみることは必要である。	平成26年4月1日から来館者については、実数をカウントすることとした。	自然保護課
163	意見	県民の森の維持管理等に要する経費(管理運営費)	[費目の設定について] 白神山地ビジターセンターと自然ふれあいセンターは施設規模に違いはあるが、県にとっての重要性に違いがないのであれば自然ふれあいセンターも白神山地ビジターセンター費と同様に、他の支出から独立した費目構成とすることも検討の余地がある。 なお、自然ふれあいセンター関係の費用以外にも、自然保護課の事業概要と予算・決算の支出項目との関係が分かりにくいものもある。今後予算・決算の項目全般について事業概要との関係が明確になるように再構築することも検討の余地があるものと思われる。	白神山地ビジターセンターと自然ふれあいセンターの経費について、費目でレベルに差が生じているため、財政担当部局と協議のうえ整理することとした。	自然保護課

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
166	意見	狩猟取締指導費	<p>〔講師研修委託について〕</p> <p>狩猟者講習会講師研修会での研修参加者は、青森県猟友会の各支部に所属する会員である。つまり、委託先の会員の研修のための業務の委託であり、講師研修を県の事業とすることは疑義が生じる。また、狩猟免許更新のための講習会には、講師研修に参加した会員が講師になることが想定されるが、その際には講師謝金が県から講師に支払われており、本来であれば、講師の資質の向上は講師謝金の中に含まれる必要がある。</p> <p>以上より、本講師研修委託は廃止を含め見直す必要がある。</p>	<p>当該業務を県の委託事業として実施することに関する妥当性について検討したところ、</p> <p>① 講師の資質が向上し、質の高い講習会が実施されることによる受益者は、講習会実施主体である県である。</p> <p>② 質の高い講習を維持するためには、講師を、当該研修を受講した意欲がある者から選抜することが効果的である。</p> <p>等の理由から、当該委託業務は県の事業として実施することが妥当であると考える。</p> <p>なお、今年度の当該委託事業においては、講師講習の実施要領の「研修目的」の条項に「狩猟免許更新のための講習において、受講者に対してより高度で専門的な知識の伝達を行うこと」との表記を加え、研修目的の明確化を図った。</p>	自然保護課
172	指摘	白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費)	<p>〔自主事業の計上について〕</p> <p>指定管理者は、年度ごとに事業実績報告書を県に提出しているが、その中には年間の収支の状況に関する報告も含まれている。ここで、指定管理者は、事業計画に基づいて実施した各種事業に要した経費を計上しているが、その他自主事業に関する経費を計上していない。</p> <p>施設を活用した事業であることには変わりがないので、収支の状況に加えることが必要である。</p>	平成26年9月26日に平成25年度における自主事業の経費について確認した。	自然保護課
172	意見	白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費)	<p>〔備品の管理の徹底〕</p> <p>備品は、県と指定管理者との間で締結される基本協定書の別表である「備品一覧」によって、指定管理者が管理している。現場においては、備品の管理状況は名札を付けて適切に管理を行っているが、以下の問題点も見受けられた。</p> <p>1) 今後、「備品一覧」に、一連番号に加え備品整理簿に関連する番号を加えるなど、備品シールの番号と一致する番号で整理する必要がある。</p>	備品シール番号を併記した一覧表を作成し、管理することとした。なお、同表については、次回基本協定締結時(平成27年3月)から反映する。	自然保護課
173	意見	白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費)	<p>〔行政コスト計算書の活用について〕</p> <p>公の施設の設置を検討する際には、施設の有効性を判断した上で過剰な投資を抑えるために、利用者1人あたりのコストをどの水準に設定するかが検討することが望まれる。既に設置済の施設においても、今後目標とすべき利用者1人あたりのコストを設定することは必要であると思われる。</p> <p>県としては、白神山地ビジターセンターにとって妥当な利用者1人あたりのコストの水準を設定した上で、その目標に向かって、利用者増及びコスト削減に努めることが望まれる。</p>	利用者1人あたりコストについては、様々な要素があるものの、まずは、変動要素の大きい利用者増に向けた対策等を講じていくことで、利用者1人あたりコストをより低減をさせていくこととした。また、その際にはこれまでの利用者1人あたりコストを下回ることを目標として、指定管理者と県とで共有していくこととした。	自然保護課

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
174	意見	白神山地デジタルセンターの管理運営に要する経費(管理運営費)	〔指定管理者の選定について〕 現在指定管理者の選定は、5名の選定委員で行われているが、そのうち外部有識者が2名で、その他3名は内部職員で構成されている。 しかしながら、選定の透明性、公平性を確保するため、本来外部有識者は過半数とすることが必要である。	指定管理者の選定の際、選定委員会委員に占める外部有識者を過半数以上とすることとし、平成26年6月9日の次期(平成27～29年度)の指定管理者に係る審査委員会において、委員5名のうち3名を外部有識者とした。	自然保護課
174	意見	白神山地デジタルセンターの管理運営に要する経費(管理運営費)	〔利用者数増加に向けた努力について〕 利用者数は開設当時と比べると長期的には減少傾向にある。当該施設は規模も大きく維持費も少額ではないことから、県としては施設の有効性を維持するためには、どの程度の入場者を目標とするかについて再度検討し、その目標に向かっての努力が必要と思われる。 利用者増加に向けての課題としては、1) 展示ホールの内容の陳腐化を防ぐために更新をどのタイミングで行うか、2) 子供向け企画を如何に充実させるか、3) 多言語化に関する企画を充実させることによる外国人の利用者を如何に獲得するかなどが考えられる。	白神山地デジタルセンターの利用者数は、天候や暗門の滝遊歩道等の稼働状況等に左右されるが、短期的には前年度以上の利用を、中長期的には7万人以上の利用を目標としている。 目標達成に向けて、白神山地デジタルセンターを起点とした散策ルートやプログラムづくり、子供向けプログラムを展開する新たなフィールドの開発、学校等に対する出前講座の積極展開をより一層図って行く。	自然保護課
179	指摘	十二湖エコ・ミュージアムセンター	〔収支計算書の入手について〕 過去の設立経緯及び指定管理料がゼロという現状により、県では施設の収支計算書を入手していない。施設そのものは県有施設でもあることから、本来は施設のどの程度の維持管理費用が発生しているかについて把握する必要がある。 県としては、毎年度入手する事業報告書に加え、収支報告書を入手する必要がある。	平成26年4月4日、指定管理者である深浦町から、予算書等の資料を入手し、施設の維持管理費用等について明確に把握した。	自然保護課
180	指摘	十二湖エコ・ミュージアムセンター	〔非公募による選定について〕 公募で選定された施設においては、青森県のホームページにおいて選定結果の概要が掲載されている一方、非公募で選定された施設においては、選定過程が公表されていない。 非公募で選定された施設においても、非公募とした理由及び指定管理者の選定理由を公表することが必要である。	非公募で選定された施設については、非公募とした理由及び指定管理者の選定理由をホームページで公表することとし、平成26年9月1日に公表した。	自然保護課
181	指摘	十二湖エコ・ミュージアムセンター	〔指定期間の変更〕 現在、指定管理者制度での指定期間は3年となっているが、指定管理者として深浦町以外は考えにくい状況にあるならば、指定期間を5年間以上とするなど延長して、より安定的な運営に資する必要がある。	指定期間が終了する平成27年3月までに検討を行うこととしている。	自然保護課

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
181	意見	十二湖エコ・ミュージアムセンター	<p>〔備品の管理の徹底〕</p> <p>備品は、県と指定管理者との間で締結される基本協定書の別表である「備品一覧」によって、指定管理者が管理している。現場においては、備品の管理状況は名札を付けて適切に管理を行っているが、以下の問題点も見受けられた。</p> <p>1) 備品自体は適切に管理されているが、備品によっては深浦町と県の備品が混在しているものがあつた。</p> <p>2) 一部の備品を確認したが、中には既に使用できない備品もあつた。また、スライド映写機のように、明らかに陳腐化しているものも多かつた。県としては、指定管理者である深浦町と共同で備品の棚卸を行い、既に使用不可のものについては、廃棄の処理を行う必要がある。</p> <p>3) 今後、「備品一覧」に、一連番号に加え備品整理簿に関連する番号を加えるなど、備品シールの番号と一致する番号で整理する必要がある。</p>	<p>平成26年3月20日に深浦町備品との明確化、使えない備品の廃棄を実施した。備品シール番号を併記した一覧表を作成し、管理することとした。なお、同表については、次回基本協定締結時(平成27年3月)から反映する。</p>	自然保護課
182	意見	十二湖エコ・ミュージアムセンター	<p>〔行政コスト情報の把握〕</p> <p>施設の維持管理は指定管理者である深浦町の予算で運営されていることから、施設のバランスシート及び行政コスト計算書を作成していない。ただし、維持管理コストは発生しないとしても、施設設置のための初期投資は行っており、また大規模修繕等は県の負担となっている。</p> <p>外部に公表しない管理データとしても、施設のバランスシート及び行政コスト計算書を作成することは意義があるものと思われる。</p>	<p>施設のバランスシート及び行政コスト計算書の作成について、指定期間が終了する平成27年3月までに検討を行うこととしている。</p>	自然保護課
182	意見	十二湖エコ・ミュージアムセンター	<p>〔施設の有効活用に向けた取組について〕</p> <p>近隣の施設から離れていることや、展示内容の目新しさが逡減しているなどの理由によって、利用者数は伸びていない。</p> <p>今後、展示内容の陳腐化はますます進むことが予想されるので、以下の事項を含め何らかの対応が必要である。</p> <p>1) 施設の在り方を検討し、情報拠点施設としてのさらなるステップアップを図るためには、まず現状を分析する必要がある。利用者の内容を分析することによって今後の対処方針を検討することが望ましい。</p> <p>2) 施設の有効性を高めるためには、近隣のアオーネ十二湖白神などとの連携を今以上に図る必要がある。現在においても連携した普及・啓発・指導事業を行っているが、連携事業数や規模の拡大などさらなる検討が必要と考える。</p>	<p>利用者の内容分析を実施し、今後の対処方針を検討するとともに、連携事業数や規模の拡大に向け、運営費を負担する深浦町(指定管理者)の理解やアオーネ十二湖白神の理解を得ながら、検討・協議していくこととしたい。</p>	自然保護課
183	意見	十二湖エコ・ミュージアムセンター	<p>〔施設の運営の在り方について〕</p> <p>他の施設と比べ、県にとっての施設を保有することの積極的な意義は見出しにくいのではないかと考えられる。今後も施設の有効活用に向けた取組策について有効な方策が見い出せない場合には、施設の運営の在り方そのものについても検討の余地がある。</p> <p>具体的には、県と深浦町との協議の上、深浦町への施設の譲渡等(売却、無償譲渡、貸付等)の検討を行うことなどである。</p>	<p>指定期間が終了する平成27年3月までに検討・協議を行うこととしている。</p>	自然保護課

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
189	指摘	環境再生対策事業費	<p>[公募委員の継続について]</p> <p>公募により選定された委員のうち1名は、平成19年度から継続して応募し、選定されている。公募委員が固定化することは、広く県民の意見を徴するという公募の趣旨を没却することにつながり、また一般県民から公募制度の透明性・信頼性に疑念を持たれるおそれもある。</p> <p>その結果、県民の能動的な環境施策への活動を阻害する要因ともなるので県の然るべき対応が望まれる</p>	<p>平成26年4月から任期となる協議会委員に係る公募にあたっては、公募委員の固定化を避けるために、本協議会の公募委員経験のある者は除くことを応募資格とした。</p> <p>その結果、現在の協議会公募委員は、すべて新任者となった。</p>	県境再生対策室 (現:環境保全課)
194	指摘	汚染拡散防止対策事業費	<p>[廃棄物処理委託の設計単価について]</p> <p>運搬費用の一般管理費については人件費と燃料費の合計に30%を乗じた額としている。30%という比率については、事業開始時点で調査した民間企業の実績を基礎としており、同様の調査は契約ごとに行われていない。</p> <p>随意契約においては、当該相手先の過去の実績をも考慮に入れることを検討すべきである。特に、廃棄物処理委託は平成15年度の事業開始から長期間にわたり一者随意契約が継続していることから、経済環境の変化も踏まえて柔軟な見直しを行い、県として予算執行の説明責任を果たせるようにすることが必要である。</p>	<p>平成25年12月に県境不法投棄現場からの廃棄物等の撤去が完了したことから、今後、当該委託業務を実施する予定はないものの、本事案に限らず、長期間にわたり一者随意契約が継続する委託については、柔軟に管理費の見直しを行うこととした。</p>	県境再生対策室 (現:環境保全課)
194	意見	汚染拡散防止対策事業費	<p>[事業の実施体制について]</p> <p>不法投棄現場は青森・岩手県境にまたがっているが、特措法に基づく特定支障除去等事業は両県がそれぞれに実施している。しかし一つの現場を県境で区分することに実質的な意義がどれほどあるか疑問なしとしない。</p> <p>廃棄物撤去の完了後も跡地の有効活用等、両県の協同が必要となる。協同が有効に行えるような仕組みづくりについて、積極的な検討が望まれる。</p>	<p>地元市町村や学識経験者等で構成される両県合同検討委員会において原状回復手法を検討した結果、両県での不法投棄形態に違いがあること等により事業内容が異なることが想定されたため、平成15年度に両県それぞれで事業を行うこととされたものである。</p> <p>廃棄物等撤去完了後の跡地については、青森県側は県有地であるが、岩手県側は原因者の所有地を差し押さえ、競売により費用回収することとしており、全く異なる状況ではあるが、今後も密に連絡を取り合い両県の協同を模索していく。</p>	県境再生対策室 (現:環境保全課)
197	意見	周辺対策推進事業費	<p>[環境学習の実施状況について]</p> <p>年度により参加者数の変動が大きくなっている。</p> <p>環境再生対策事業の中の情報発信と組み合わせることで県内全域を対象を拡大し、遠方の学校には出前講座を強化する、教職員に対する啓発にも注力するといった方策を検討し、積極的な方針を立てて環境学習の充実を図る必要がある。</p>	<p>廃棄物撤去完了後は、県内全域で環境学習を実施してもらえるように、ウェブアーカイブに子ども向けのページや教育関係者向けのページ(環境学習用テキストの掲載やDVDの貸出等)を盛り込んだ。</p> <p>また、県事業として実施してきた出前講座は終了したが、今後は、要望に応じて出前講座を実施することとし、ウェブアーカイブ内で出前講座の案内を行うこととした。</p>	県境再生対策室 (現:環境保全課)

平成25年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
198	意見	周辺対策推進事業費	〔地域の振興について〕 環境再生計画に地域振興の観点から民間企業の提案を生かしていくためには、民間企業の誘致・投資環境整備といった仕組みづくりを検討する余地がある。	地域の振興については、立地条件や地域ニーズを踏まえつつ、民間企業の誘致・投資環境整備といった仕組みづくり等について、協議会の意見を聴きながら長期的な視野に立って検討していくこととした。	県境再生対策室 (現:環境保全課)
198	意見	周辺対策推進事業費	〔情報発信について〕 普及啓発のための「環境学習用ビデオ」の貸出の実績を記録する台帳を閲覧したところ、平成20年度から24年度までの貸出実績は17件で、うち24年度は0件であった。所管課によると、当該貸出台帳に記録されている以外にも貸出や提供があるとのことである。貸出台帳には貸出実績を網羅的に記載し、情報発信の充実に役立てていくことが望まれる。また、本事案の経験を貴重な財産として次の世代に引き継ぎ、国内外で活用することをうたう以上は、県ホームページのみならず関係機関のホームページにリンクを貼るなど、より多くの人々の目に止まるような積極的なPRが必要である。	普及啓発のための「環境学習用ビデオ」の貸出実績は、平成26年度からすべて貸出台帳に記載することとした。 また、幅広くPRするため、関係市町村のホームページにウェブアーカイブのリンクを貼ったところであり、今後も積極的にPRしていく。	県境再生対策室 (現:環境保全課)
199	意見	風評被害対策給付金	〔限度額の見直しについて〕 当該給付金は設定以来一度も支出された実績がない。平成25年度に廃棄物の撤去が終了し、実施計画の重点が水質浄化に移っていくもとの、新たに風評被害が発生する可能性がどの程度あるかについては見方が分かれるところである。 当該債務負担行為の必要性、必要だとすれば限度額をいくらとすべきか、継続的に見直しを行っていくことが必要と考える。	平成25年度で廃棄物の撤去が完了したが、風評被害救済制度の存続を求める地元の要望を受け検討した結果、平成34年度まで同額の債務負担行為も含めて当該給付金制度が必要であると判断した。 債務負担行為額については、毎年度の予算編成時に継続的に検討していく。	県境再生対策室 (現:環境保全課)